平成２２年（フ）第３０号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地10―２―306
債務者　米澤　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
住民票上の住所茨城県守谷市大柏1126番地の４
債務者　小室　洋介
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
埼玉県行田市大字長野4792番地６
債務者　原　しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８４号
埼玉県行田市大字持田5880番地１
債務者　森田　正義
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０号
新潟県新発田市浦865番地
債務者　五十嵐貴徳
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２４８号
富山県氷見市朝日丘９番41号
債務者　宮崎智代子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９１号
富山県南砺市高瀬669番地５　サンコーポラス高瀬２号棟205号室、申立時の住所富山県小矢部市道林寺312番地60
債務者　千山　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２７号
富山県高岡市東中川町２番42号
債務者　森　　美雪
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２９号
富山県高岡市角538番地
債務者　廣上　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５号
石川県白山市手取町コ32番地３、従前の住所石川県白山市美川和波町カ41番地１
債務者　孝和縫製こと　川腰克外志（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
金沢市黒田２丁目277番地、従前の住所金沢市御影町16番22号
債務者　橋　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
金沢市黒田２丁目277番地、従前の住所金沢市御影町16番22号
債務者　橋　　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
金沢市山科２丁目10番26号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目18番15号
債務者　正元　秀一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
石川県白山市鶴来本町１丁目ワ52番地
債務者　松井健太郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
金沢市元菊町10番13号　サントピア元菊307号室、住民票上の住所金沢市寺中町イ63番地４
債務者　八田　真一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
石川県かほく市宇野気ト64番地１
債務者　中井　昭夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
山梨県甲斐市西八幡3292番地１
債務者　中込　賢次
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係